

# 明石市議会の概要

明石市議会事務局



# 1. 議 会 と は

## <市政と市議会>

明石市など地方公共団体は、憲法第93条や地方自治法第89条～第138条の規定に沿って、議会を設置しています。これは、住民がその地域の行政を自分たちの手で行うという“地方自治”の本旨に基づいたものです。

そこで、市民から選ばれた市議会議員で構成する市議会は、市政に、市民一人ひとりの意見や要望を正しく反映させる責任があります。しかし、民主主義の原点である地方自治を進展させるには、市政を代表者にまかせきりにせず、市民の協働と参画による行政運営が必要です。

## <市議会と市長>

市政の推進へ、市議会は『議決機関』として、また市長側は『執行機関』として、それぞれの機能をはたしています。つまり、議会が市の意思を決定したのち、市長がその方針にしたがって具体的に施策を実施するわけです。

そして両者は、互いに対等の立場から、均衡とけん制を保つことにより、市政を公正に運営しています。

## <議会の権限>

議会には、その使命達成のため様々な権限が与えられています。

とりわけ**議決権**は、もっとも基本的なもので、①条例の制定や改廃②予算の決定③決算の認定などが含まれます。

このほかの主な権限は、次のとおりです。

- 調査権 市の事務について自主的に調査する。
- 選挙権 議長・副議長や選挙管理委員などを選挙する。
- 検査権 議決の執行状況について書類検査や報告請求をする。
- 同意権 副市長・監査委員などの市長選任案に同意する。

## 2. 明石市議会の構成

### <議員>

25歳以上の明石市民で選挙権のある人は、市議会議員選挙に立候補することができます。

本市議会の議員定数は31名で、現議員の任期は平成19年5月1日から23年4月30日までとなっています。

- ①議員定数            上限数        38人以下  
                         条例定数     31人（現員数31人）

#### ②議員定数の変遷

条 例 定 数	適 応 年 月 日
36 → 24	S 3 0 . 5 . 1
24 → 33	S 4 6 . 5 . 1
33 → 31	H 1 5 . 5 . 1

### <議長・副議長>

議長と副議長は、議員間の選挙で選ばれます。

**議長**は、議会を代表する立場にあり、議場の秩序を保ち、議事を整理するなど重要な役割を果たしています。また**副議長**は、議長が病気などで欠けたときに、議長の代わりに務めます。

平成19年5月16日～

**議 長 井 藤 圭 湊**

**副議長 松井 久美子**

## <会 派>

議員が自分の考えを市政へ効率的に反映させるため、同じ意見を持った者が集まり会派をつくっています。

### 会派別議員数

会 派 名	人 数	備 考
新 政 会	8 人	
公 明 党	6 人	(うち女性 2 人)
新 風 次 世 代	5 人	(うち女性 1 人)
市 民 ク ラ ブ	4 人	
日 本 共 産 党	3 人	(うち女性 2 人)
民 主 連 合	3 人	
自 由 ク ラ ブ	1 人	
明 石 の 風	1 人	

## <議会事務局>

市議会内に事務局が設けられ、議会に関するすべての事務を処理しています。

具体的には、本会議・委員会の運営をはじめ、会議録・委員会記録の作成、市議会だよりの発行、各種資料の収集・調査や議会図書室の管理などです。

現在、庶務・議事の 2 課で職員 15 名（嘱託・臨時職員含む）が執務にあたっています。

### 3. 明石市議会の運営

議会の会議には、定期的に行われる“定例会”と必要に応じて特別に行われる“臨時会”があります。

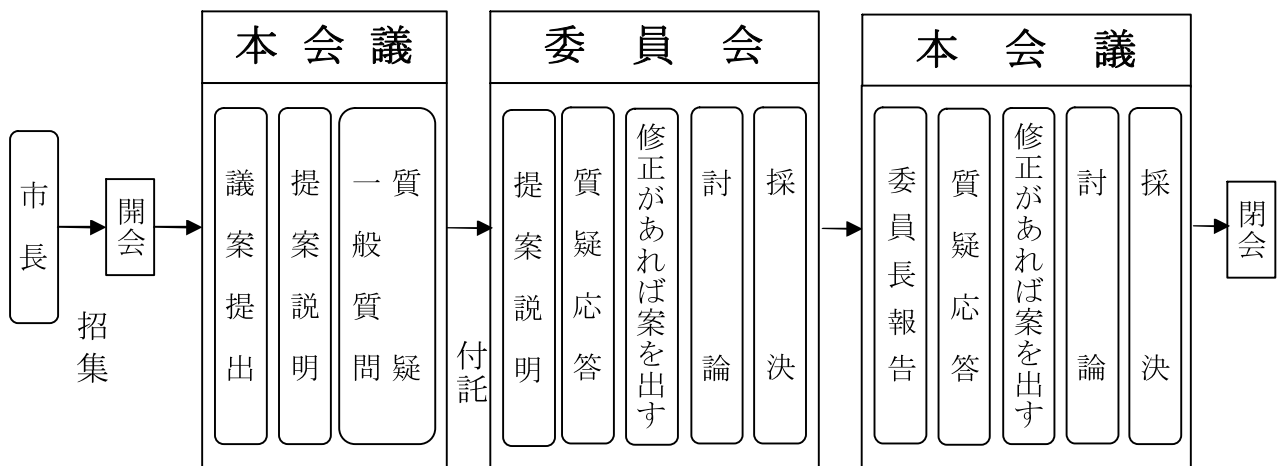
本市では、定例会が1年に4回、3月・6月・9月・12月にそれぞれ開かれています。

こうした議会を開くため、議員に集合を命ずることを招集といい、市長にその権限が与えられています。

また、議長が議会運営委員会の議決を経て請求する場合、または、議員定数の4分の1以上から請求がある場合、市長は臨時会を招集しなければなりません。

議会の開会から閉会までの期間が会期で、議会が独自に決定しています。なお、会期中の議会の流れは下記のとおりです。

#### 議会の流れ



#### <本会議>

全議員が議場に集まり、市長から提案された議案などを審議した上で、議会の意思を最終的に決定します。これが本会議で、議員定数（31名）の半数以上（16名以上）出席することが必要です。

本会議では、議案質疑のほか、市政全般に対する一般質問が行われ、活発な議論を展開しています。

①定例会            3月、6月、9月、12月

②臨時会            5月（役員改選）

## <委員会>

議会での審議は、あくまでも本会議中心でなされるべきですが、より効率的・専門的に審査するため、**委員会**を設置しています。

### ○常任委員会

条例によって、下記の4つの常任委員会が設置されています。

これらの委員会では、予算などの議案や市民から提出された請願の審査のほか、所管事務の調査を行っています。

委員会名	定数（現員数）	所 管 事 項
総 務	8 人	政策部、総務部、財務部、会計室、消防本部及び消防署、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会
文教厚生	8（7）人	教育委員会、福祉部及び福祉事務所、保険・健康部、市立病院
生活環境	8 人	コミュニティ推進部、文化芸術部、環境部、産業振興部、農業委員会
建 設	7 人	土木部、都市整備部、下水道部、水道部、交通部

### ○特別委員会

特別委員会は、特定の案件を審査するため、必要な場合に設けられます。

例年、一般会計及び特別会計・企業会計の決算を審査するため、9月定例会で**決算審査特別委員会**が設置され、閉会中に審査した後、12月定例会で結論が出されます。

### ○議会運営委員会

常任・特別委員会のほかに、**議会運営委員会**が設けられ、「議会運営に関する事項」「会議規則、委員会条例などに関する事項」「議長の諮問に関する事項」を所管しています。

議会運営委員会（平成4年5月13日の議決で条例化）

委員会名	定数(現員数)	所管事項
議会運営	9(8)人	① 議会運営に関する事項 ② 会議規則、委員会条例等に関する事項 ③ 議長の諮問に関する事項

## <諸会議>

会議名	出席者	協議事項
代表者会	正・副議長 会派交渉権を有する会派 (所属議員3名以上)の代表者	◦ 各会派間の意見調整・連絡・協議を行う
議員協議会	全議員	◦ 本会議に先立つ提出議案の概要説明 ◦ 重要事案の協議
委員長会	各委員会委員長	◦ 常任委員会の開会日程の調整

## 4. 請願・陳情

市政に対し、自分たちの意見や要望を具体的に示すことができます。これが**請願**または**陳情**といわれるもので、議会に提出します。

このうち、請願については議員の紹介が必要で、担当委員会で審査したあと、本会議で採択の可否を決定します。

採択した請願は、市長や国など関係機関に送付されます。



## 5. 議会活動状況(平成19年)

### ①本会議・委員会

項目	会期	日数
3月定例会	27	5
5月臨時会	3	2
6月定例会	18	4
9月定例会	20	4
12月定例会	16	4
合計	84	19

	委員会名	回数
常任	総務	6
	文教厚生	5
	生活文化	5
	建設企業	7
特別	18年度決算審査	7
議会運営委員会		17
合計		47

### ②法令によらない会議

- ・議員協議会 6回
- ・代表者会 26回
- ・委員長会 4回

③可決した議決件数 138件

④採択した意見書 10件

### ⑤請願・陳情の状況

- ・請願処理件数 11件
- ・陳情・要望等 1件

## 6 . 議 会 広 報

<p>議 会 報 「あかし市議会だより」</p>	<p>発行 年 5 回（各定例会と 5 月臨時会） タブロイド版 2～8 ページ</p> <p>発行部数 116,000 部</p> <p>配布数 市内全世帯 （日刊 6 紙 新聞折り込み）</p> <p>編集方法 市議会だより編集委員会にて編集方針 を検討</p>
<p>明石ケーブルテレビ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あかしチャンネル「海峡のまち明石」</li> <li>・年 2 回 市議会特集を放映</li> <li>・3 月定例会代表質問の様子を録画放映</li> <li>・定例会の会期、日程の文字放送</li> </ul>
<p>テレホンガイドあかし</p>	<p>定例会の会期・日程</p>
<p>明石市のホームページ 「市議会コーナー」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会の概要・定例会の日程</li> <li>・議員名簿会派や委員会の構成名簿</li> <li>・市議会だより（H14. 1 号以降）</li> <li>・市議会会議録検索システム 本会議記録（H11. 5 以降） 委員会記録（H19. 6 以降）</li> <li>・一般質問の内容（質問日の前日に掲載）</li> <li>・可決された意見書 ほか</li> </ul>

## 7. 議会活性化の取り組み

### ＜議会運営の充実・改革＞

- (1) 代表質問の実施（平成 16 年度）
- (2) 常任委員会の理事者入れ替え制の実施（平成 18 年度）
- (3) 理事者登壇の試行（平成 19 年度）
- (4) 明石市議会のあるべき姿・明石市議会議員のあるべき姿の検討（平成 19 年度）

### ＜議会情報発信の充実＞

- (1) 本会議会議録検索システムの運用（平成 15 年度）
- (2) 代表質問の CATV 中継の実施（平成 16 年度）
- (3) 4 月発行の市議会だよりの増ページ（平成 17 年度）
- (4) ホームページの充実（平成 15 年度～）
- (5) 委員会記録検索システムの運用（平成 19 年度）
- (6) ホームページのリニューアル（平成 19 年度予定）

### ＜政務調査費の見直し＞

- (1) 政務調査費の使途基準の見直し（平成 15 年度～）
- (2) 政務調査費における領収書添付の義務化（平成 19 年度）

### ＜行政改革（議会費の削減）＞

- (1) 議員定数の削減（33 名⇒31 名）（平成 15 年度～）
- (2) 議員報酬の削減（平成 19・20 年度）
- (3) 議会交際費の削減（平成 15・16・19 年度）
- (4) 政務調査費の削減（平成 15・19・20 年度）
- (5) 議会公用車運転手を嘱託に切り替え（平成 15 年度）
- (6) 用務員を常勤職員から派遣職員に変更（平成 17 年度）
- (7) その他旅費など議会費の削減（平成 15 年度～）

### ＜傍聴者など来庁者が利用しやすい議会棟＞

- (1) 女性用トイレの増設、手すりの設置（平成 18 年度）
- (2) エレベーターの改修（平成 18 年度）